

史跡仙台北城跡保存活用計画

鈴木 隆 （仙台市教育委員会文化財課）

1. はじめに

仙台市は、東北地方中部太平洋岸、宮城県の中部に位置し、東西50.58km、南北31.20kmで、面積は785.85km²である（図1）。地勢は、奥羽山脈から仙台湾まで変化に富み、また、市域を流れる広瀬川の清流と青葉山に代表される都市近郊の豊かな自然は、「杜の都仙台」を象徴する景観を形成している。

市制を施行した明治22年以後、周辺町村の編入により市域を拡大し、平成元年（1989）4月に東北地方初の政令指定都市に移行した。令和元年11月1日現在の推計人口は、1,090,785人である。

市の財政規模は、令和元年度の一般会計当初予算が5563億4200万円で、そのうち受託事業を含む文化財関連予算は13億5400万円である。

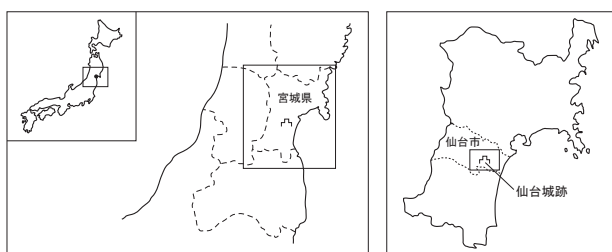


図1 仙台市と仙台北城跡の位置

2. 保存活用計画策定の経緯と目的

（1）計画策定にいたる経緯

仙台北城跡は、史跡指定を目指す約103haの内、本丸跡の一部や三の丸（東丸）跡等の範囲約66haが平成15年（2003）8月に史跡指定された。その後、平成22（2010）・24年（2012）に追加指定し、現在

の史跡指定面積は703,644.72m²（約70ha）である。

史跡指定を受け、保存管理と整備の基本方針として平成16年（2004）3月に『仙台北城跡整備基本構想』、次いで平成17年（2005）3月に『仙台北城跡整備基本計画』を策定した。その後は計画に基づく調査と整備を進めてきたが、計画策定から10年以上が経過し、東日本大震災の発生と復旧、市営地下鉄東西線の開通など社会情勢も大きく変化したため、計画の見直しを行う必要が生じた。

また、平成27年（2015）3月には文化庁から『史跡等・文化的景観マネジメント支援事業報告書』¹⁾によって保存活用計画策定の必要性が示された。さらに、平成31年4月1日施行の文化財保護法の一部改正により、文化財の保存と活用を促進するという趣旨から、文化財の所有者等は、保存活用計画を作成し、国の認定を申請できるとされた。

これらを踏まえ、本市では史跡仙台北城跡の保存活用計画を新たに策定し、また、それに基づいて現行の整備基本計画を見直すこととなった。保存活用計画の策定にあたっては、「仙台北城跡保存活用計画等検討委員会」（委員9名）を設置した。平成29年11月から平成30年12月まで6回の検討を行い、平成31年1月に計画を策定した²⁾。

（2）計画の目的

保存活用計画ではその目的を「史跡仙台北城跡の本質的価値を確認し、現状の課題を踏まえて、史跡の望ましい将来像を描き出し、その実現に向けた基本方針を明示すること」としている。また、市民に対しては、「仙台北城を訪れていただき、築城以来の歴

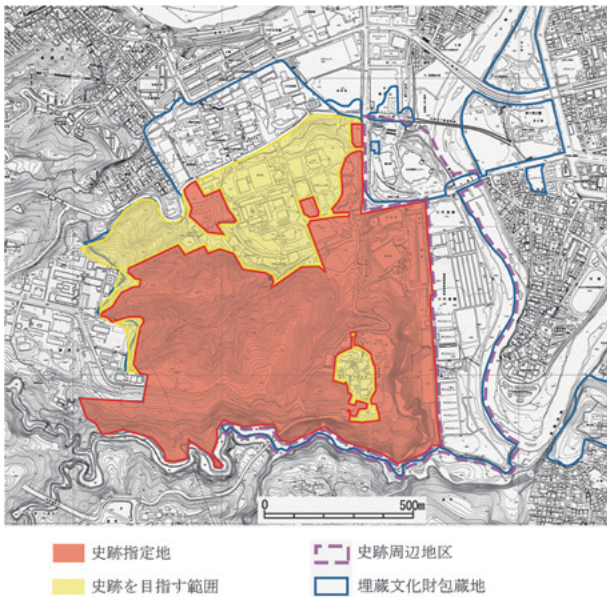


図2 計画対象範囲

史や豊かな自然に触れるとともに、眼下の市街地を見渡しながらか、これからのまちづくりについて想いをめぐらすきっかけとなること」への期待を述べ、仙台市のまちづくりや発展に寄与する計画であることを強調した。

(3) 計画の対象範囲と計画期間

対象範囲は、原則として史跡指定地内としたが、指定地外に存在する遺構の保存も史跡の保存と活用のために不可欠であることから、内容によっては江戸時代の仙台城の範囲を計画検討の対象とした。具体的には、「史跡指定地」「史跡をを目指す範囲」「史跡周辺地区」に分けて取り扱うこととした(図2)。

(4) 他計画とのかかわり

上位計画としては、「仙台市総合計画2020」(平成23年3月)および「教育の振興に関する施策の大綱」(平成27年12月)、第2期仙台市教育振興基本計画《2017-2021》(平成29年3月)がある。

関連計画については図3のとおりであるが、史跡指定範囲は都市公園である青葉山公園と一部重複するため、特に「青葉山公園整備基本計画」(平成25年3月)とは十分に連携、調整を図る必要がある。青葉山公園整備事業との関わりについては後述する。

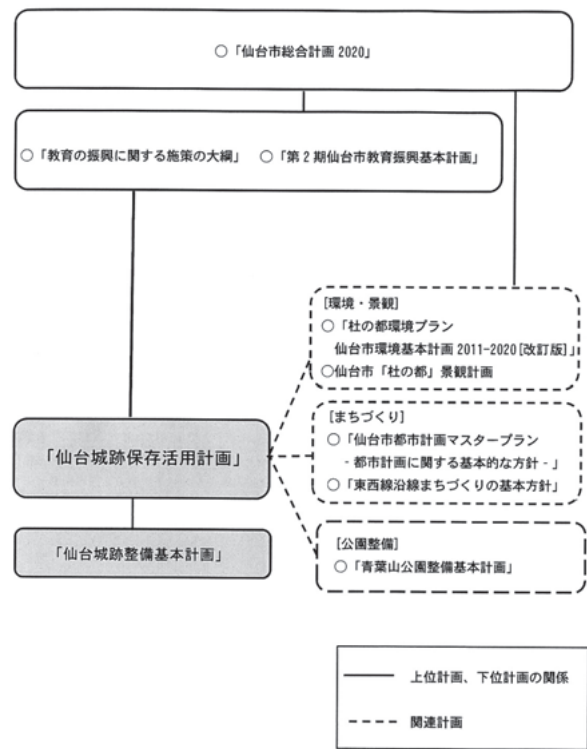


図3 関連計画との関係

3. 史跡の概要

仙台城跡は、中心市街地の西方に位置し、青葉山丘陵およびその麓の河岸段丘面を中心に城域が形成されている。本丸は、その東側と南側を急峻な断崖に守られた天然の要害で、比較的傾斜の緩やかな北側には高さ約17mの高石垣が築かれている。尾根続きとなっている西側にはかつて「御裏林」と呼ばれた森林が広がり、貴重な自然が残ることから、現在は国の天然記念物「青葉山」に指定されている。本丸北側における低位の河岸段丘面には二の丸と三の丸(東丸)が位置している。

仙台城跡とその近隣における古代以前の遺構・遺物としては、縄文土器や土偶、弥生土器、古代の瓦の他、二の丸跡の西縁部では平安時代の窯跡の可能性のある遺構が確認されている。中世の遺構としては、二の丸西側に13世紀末から14世紀始めに属する板碑が2基あり、一帯が霊場であった可能性を物語る。また、仙台城築城前には、国分氏の千代(せんたい)城があったとされ、本丸北壁石垣の解体修復



図4 本丸北壁石垣内部の旧石垣

工事に伴う発掘調査では、この時期の虎口跡が確認されている。

初代仙台藩主伊達政宗による仙台城の築城は、慶長6年(1601)1月から着手し、慶長7年(1602)5月には一応の完成をみたとされる。築城当初は本丸を中心とする山城的性格の強い城であったが、政宗の死後、寛永16年(1639)に二代藩主忠宗が本丸の北側に二の丸を造営すると、仙台城は二の丸を中心として三の丸(東丸)・勘定所・重臣武家屋敷などが一体となった近世城郭としての体制を整えていった。

明治維新後は、新政府の管轄下で大広間をはじめとする本丸の建物群が取り壊され、二の丸の御殿群も明治15年(1882)の大火によって焼失した。明治37年(1904)には、本丸に現護国神社の前身となる招魂社が建設され、追廻から巽門付近を通る登城路が参道として整備された。その後、大正14年(1925)に第二師団の正門であった大手門の通行が一般開放されると、城内の一部は市民のための青葉山自然公園として利用されることとなった。

そして、唯一仙台城の威容を伝えていた国宝大手門と脇櫓も昭和20年(1945)7月の米軍による空襲で焼失した。終戦後は二の丸跡に米軍が駐屯しキャンプ地となったが、昭和28年(1953)には青葉山公園が都市公園として開園、昭和32年(1957)に二の丸跡が日本へ返還されると、その後は東北大学用地となり、現在は東北大学川内キャンパスとして利用



図5 本丸大広間の遺構表示

されている。

昭和38年(1963)、市民の発案により建造が開始された大手門脇櫓は、木造モルタル造の再建造物である。焼失前の脇櫓と屋根の形や狭間の位置などに違いはあるものの、江戸時代の建物が残されていない仙台城にあって、城らしさを表現しており、市民にもなじみ深い建造物となっている。昭和42年(1967)に市へ寄付され、現在は公園内施設として管理されている。

平成9年(1997)から平成16年(2004)まで行われた本丸北壁石垣の解体修復工事に伴う発掘調査では、現存石垣(III期)背面より2時期の旧石垣(I期・II期石垣)が確認され、築城からの3時期にわたる石垣の変遷が明らかとなった(図4)。また、ヨーロッパ産ガラス器や中国産高級陶磁器、金箔瓦等の伊達家の特色を示す貴重な遺物が出土した。

平成23年(2011)3月11日に太平洋沖で発生した大地震は、仙台城跡にも大きな被害をもたらした。最も被害の大きかった本丸北西石垣では3か所が崩落し、市道は通行止めとなった。平成24年10月から解体を開始し平成27年2月に石積みが完了した。他には、本丸西門跡、大手門北側土塀とその石垣、中門跡、清水門跡においても災害復旧工事を行った。

現在は、平成13年(2001)から続く国庫補助事業による遺構確認調査の成果をもとにした本丸大広間跡の遺構表示(図5)や登城路整備などを行い、史跡の価値についてより深い理解を促し、史跡内の安

全な散策が可能な環境の整備を進めている。

4. 仙台城跡の本質的価値

保存活用計画では、史跡の指定理由や市文化財保護審議会答申などから、仙台城跡の本質的価値を以下の3点にまとめた。なお、①～③の見出しは本稿で新たに付したものである。

①良好に残る城郭全体の基本的形状と各遺構

仙台城跡は、明治期の火災や戦災等により往時の建築遺構はほぼ失われているが、城郭の基本的形状や石垣等の遺構は良好に保存されている。また、石垣の解体修復に伴う発掘調査では、3期にわたる石垣の変遷など築城の様子が確認され、ヨーロッパ産ガラス器など伊達家の特色が伺える特徴的な遺物が出土している。

②自然環境との高い一体性

仙台城跡は自然地形を巧みに利用し防御性を高め、かつて御裏林と称された青葉山の自然林、天然の要害としての竜ノ口溪谷、外堀ともいえる広瀬川など、遺構と連続性をもつ豊かな自然環境が、城郭としての特性をより深めている。城を構成する

自然環境の一部は、都市近郊に残る天然記念物（青葉山）として高い価値を有している。

③時代を反映した城郭構造

仙台城跡は慶長6年（1601）に築城が開始された山城的性格と、寛永15年（1638）に造営が開始された二の丸の平城的性格が併存しており、徳川政権の確立へ向かう政治情勢の過程を反映した城郭構造がうかがえる点で重要である。

以上3点のうち、①と③はこれまでの調査成果や歴史的な意義を評価したものであるのに対して、②は自然環境と深い関わりをもつ仙台城跡の多様な価値を評価したものである。なお、保存活用計画においては、これらの価値を現時点でのものとし、今後の調査等により新たな価値が発見される可能性もあるものとした。

史跡の本質的価値の整理は、保存活用計画につづく整備基本計画の策定においても、整備の方向性を決める上で核心ともいえる重要なポイントとなる。これについては最後に触れることとする。



図6 仙台城跡全景（東から）

5. 計画策定における課題等について

ここでは、特に仙台城跡が有する歴史的な重層性と価値の多様性に関わる課題等についてまとめる。

(1) 廃城後に加わった要素の取り扱い

城内には廃城後に建造・設置された施設や改変された箇所が少なからず存在する。これらの取り扱いに関して、まず保存活用計画では、城内に存在する諸要素を以下のように分類した。

- ①本質的価値を構成する諸要素
- ②本質的価値を構成する諸要素以外の諸要素
 - ア. 史跡の保存・活用に有効な諸要素
 - イ. その他の諸要素
- ③指定地の周辺地域を構成する諸要素

このうち①には城郭を構成する石垣や堀などの遺構と地下に埋蔵されている遺物が含まれるが、廃城後に設置された軍関係の顕彰碑や施設跡、採掘坑跡、樹木（天然記念物指定地内を除く）などの要素は、②のイ「その他の諸要素」として、本質的価値を構成する諸要素からは除外している。ただし、その評価については時間の経過や研究等により新たな価値

が付与される可能性もあるため、移設や撤去等については個別に検討すべきものとした。

仙台城跡における近代遺構の取り扱いに関しては、廃城後の仙台城跡が市民にとってどのような存在であったか、という観点から、まず現状での必要な記録化を図り、今後の活用について委員会等での議論を踏まえた検討を行う予定である。

(2) 天然記念物青葉山とのかかわり

かつて「御裏林」と呼ばれた森林の一部が国の天然記念物青葉山として指定されたのは、昭和47年（1972）7月である。指定面積は約38.5haで、史跡指定地全体の約55%を占める。指定理由としては、モミなど特定種の分布の限界地でオオタカなどの生息地でもあり、さらに大都市近郊に残存するきわめて貴重な自然林である点が特に強調されている。

現在当該地は、東北大学学術資源研究公開センター植物園として管理・公開されている。保存活用計画では、植物園内には堀切や平場、御清水（おすず：本丸水源）など城郭を構成する遺構も存在していることから、東北大学の方針を踏まえ連携した活用を図るものとしている。また、東北大学が天然記



図7 青葉山公園基本計画図（「青葉山公園整備基本計画」平成25年3月より）

念物の保存活用計画を策定する際には、仙台北城跡における計画との調整を求めるとしている。

仙台北城跡では「自然環境との高い一体性」を本質的価値の一つとしているが、そこには自然環境の保護と城郭構造の顕在化という異なる二つの価値に由来する矛盾が、本来的に存在する。これは植物園内に限らず、自然と歴史とが融合した「杜の都」を象徴する場所としての仙台北城跡（青葉山公園）全体に関わる問題である。史跡整備と自然環境の保護とが協調した具体的整備手法の検討が今後の課題である。

(3) 青葉山公園整備事業とのかかわり

現在の青葉山公園整備事業は、平成25年（2013）に策定された「青葉山公園整備基本計画」³⁾に基づき、追廻地区を中心とした公園センター建設に向けた整備が進められている（図7）。公園センターは、「青葉山公園のエントランス」としての機能を持つ一方、史跡仙台北城跡のガイダンス機能をも担う場所としても期待されるものである⁴⁾。

公園センター建設予定地の追廻地区は史跡指定地外の埋蔵文化財包蔵地であるが、建物等の設計に際しては、事前の遺構確認調査を実施し、その成果をもとに遺構面に達しない基礎構造となるよう公園部局との調整を行っている。

今後は、史跡の整備基本計画策定に向けた、より具体的な整備内容の検討・調整を行い、整備後の事業において史跡仙台北城跡の活用に資するよう、関係機関との連携を進めることが課題である。

6. 整備基本計画の策定に向けて

最後に、現在進めている整備基本計画の策定（現行計画の見直し）に関して、保存活用計画とのかかわりや課題に触れ、本稿のまとめとしたい。

仙台北城跡では、文化庁からの指導助言もあり、当初予定の令和元年度中の策定期間を令和2年度まで延長し、現在は、主に史跡の本質的価値と課題の整理を中心とした整備基本計画の基本的枠組みについて検討している。ここでいう基本的枠組みとは、史

跡の本質的価値を顕在化するにあたって障害となっている課題を整備により解決する際、いかなる基本理念・方針、ゾーニング、全体計画等が必要となるか、その全体的な関係性を整理したものである（図8）。

整備基本計画における史跡等の本質的価値については、具体的な整備内容とつなぐ視点が重要となるため、場合によっては、基本的なルールをまとめた保存活用計画とは異なる次元での精査が必要と考えられる。例えば仙台北城跡では、本質的価値として保存活用計画には無かった「眺望」などの観点を新たに加えた検討を現在行っている。

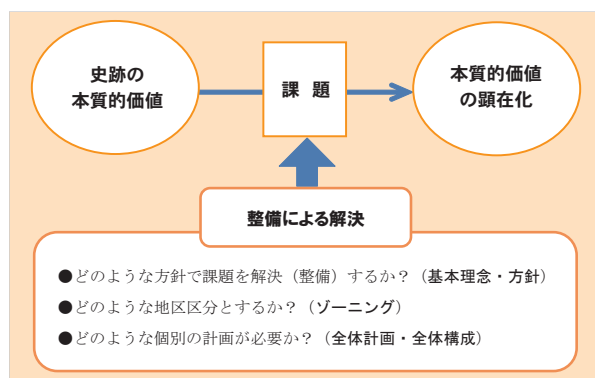


図8 整備基本計画の基本的枠組み

これから保存活用計画の策定を予定している場合には、史跡等の個性ともいえる歴史的な重層性や価値の多様性にも配慮しつつ、整備基本計画の策定を射程に入れ、整備によって顕在化（実現）したい価値は何なのかを十分に検討する必要がある。

【引用文献】

- 1) 文化庁文化財部記念物課 2015『史跡等・文化的景観マネジメント支援事業報告書』
- 2) 仙台市教育委員会 2019『史跡仙台北城跡保存活用計画』
- 3) 仙台市 2013『青葉山公園整備基本計画』
- 4) 仙台市 2017『青葉山公園（仮称）公園センター基本計画』